



島根県報

令和7年9月24日（水）

号外第93号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第73号）

1 規則の概要

- (1) 免許申請書等の提出に係る規定の整備（第3条・第4条関係）
- (2) 名簿等の閲覧時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとすることとした。（第6条関係）
- (3) 宅地建物取引業者営業保証金規則の一部を改正する省令の改正に伴う引用する条項の整理（第12条・第13条関係）
- (4) 従業者の変更届の提出期限を30日以内とすることとした。（第14条関係）
- (5) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

令和7年10月1日から施行することとした。

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月24日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第73号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成18年島根県規則第104号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県宅地建物取引業法施行細則

第3条を次のように改める。

（免許申請書等の提出部数）

第3条 省令第2条第2項及び省令第5条の4並びに第12条第1項及び第13条に規定する書類の提出部数は正本1部及び副本2部とし、省令第14条の5第3項に規定する書類の提出部数は正本1部及び副本1部とする。ただし、これらの書類の提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合（同条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定が適用される場合を含む。）については、この限りでない。

2 第14条第1項の規定により提出すべき書類は、正本1部及び副本2部とする。ただし、当該書類の提出を島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、この限りでない。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第6条第3項中「午前8時30分」を「午前9時」に、「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

第12条第1項中「第8条第3項」を「第7条第3項」に、「より」を「営業保証金規則第8条第1項に規定する公告を掲載した官報の写しを添えて」に改め、同条第2項を削る。

第13条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第14条第1項中「省令第1条の2第1項第9号」を「法第48条第3項」に、「名簿」を「従業者名簿」に、「14日以内に」を「30日以内に、」に、「より」を「変更後の当該従業者名簿の写しを添えて、」に改め、同条第2項を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、「第8条（第1項・第2項）」を「第7条（第1項・第2項）」に、「第8条第1項」を

「第7条第1項」に改める。

様式第3号中「㊤」を削り、「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条（第1項・第2項）第3号」を「第7条（第1項・第2項）第3号」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第4号中「㊤」を削り、「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「第8条（第1項・第2項）第3号」を「第7条（第1項・第2項）第3号」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

様式第5号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。